

公民館総合補償制度ご加入の皆様へ

エコー総合補償サービス株式会社

緊急事態宣言解除後の弊社業務体制と新型コロナウイルス特別措置について

東京都に発令されておりました新型コロナウイルスについての緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、解除後の**弊社業務体制**と公民館総合補償制度のご加入手続きについてあらためてご案内します。ご加入の皆様にはご不便をおかけいたしますが何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言解除後の弊社業務体制について

感染拡大防止の観点から緊急事態宣言解除後も引き続き出社人数の制限と営業時間の短縮を実施しますので、電話が繋がりにくくなります。ご加入の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、公民館補償制度に関するお問い合わせや連絡は出来る限りFAXのご利用をお願いいたします。

営業時間/電話受付時間	【営業時間】 平日/10:00~16:00
	【電話】 0120-636-717(通話料無料/ <u>受付時間・平日10:00~16:00</u>)
	【FAX】 0120-226-916(通話料無料/受付時間・24時間)

2. 2020年度公民館総合補償制度ご加入手続きと新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置について

- (1) 2020年5月1日開始の2020年度公民館総合補償制度ご加入手続きは締め切りました。5月8日現在で**継続を確認できなかった公民館の皆様につきましては過日確認文書をお送りしましたのでご確認ください。**
なお、ご加入手続きが漏れていた場合は、確認文書にて中途加入をご案内していますのでご確認ください。
- (2) 2020年度も継続して加入を希望される公民館の皆様で、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりご加入手続きができなかった場合は、保険会社および全国公民館連合会が実施する「特別措置」(下記)が適用され、補償が継続されています。特別措置を適用した場合、5月1日からの契約について9月末までにあらためて継続手続きを行うことが必要ですので、**新型コロナウイルス感染の影響がなくなりましたら弊社までご連絡くださるようお願いいたします。**

【特別措置】

新型コロナウイルス感染拡大の影響で満期日(5月1日)までに継続手続きができない場合、申込書の送付と掛金振込み手続きを9月末まで猶予する特別措置を行っています。この場合、5月1日以降も「現在のご加入内容と同じ条件(注)」で補償が継続されます。詳しくは、損害保険ジャパンの公式ホームページでご確認ください。

(注)職員災害補償加入者の追加・変更など、ご加入内容の変更が必要な場合でも特別措置での補償は、2020年4月末現在のご加入内容での補償になりますのでご注意ください。

3. 公民館総合補償制度の変更手続き

補償期間の途中でご加入内容に変更が生じた場合は、公民館総合補償制度の手引き巻末の「変更依頼書」（水色）に必要事項を記載してFAXまたは郵送にて弊社宛てお送りください。

4. 事故が起きたら

（1）保険

①傷害（けが）事故の場合（行事傷害補償、職員災害補償）

公民館総合補償制度の手引き巻末の、「保険」事故報告書/事故証明書（黄色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXで損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き29ページ）あてお送りください。

②賠償事故の場合（賠償責任補償）

電話にて損保ジャパンの保険金サービス拠点（手引き29ページ）あて事故報告をしてください。

（注）保険会社も体制を縮小して対応していますので、電話が繋がりにくい場合があります。その場合は、手引き29ページ下段に記載の事故サポートセンターへ事故報告をしてください。

（2）見舞金制度（行事傷害補償/疾病・特定傷害・特定災害、職員災害補償/疾病・特定傷害・業務外のけが）

公民館総合補償制度の手引き・巻末の、「見舞金制度」事故報告書（緑色）に必要事項をご記入のうえ、郵送またはFAXで弊社あてお送りください。（送付先は、「見舞金制度」事故報告者下段に記載。）

以上